を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の産業分類別就業者数のうちA農業に係る就業者数又は産業分類別就業者数の総数は、平成二十七年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における産業分類別就業者数のうちA農業に係る就業者数又は産業分類別就業者数の総数を合併関係市町村の区域に係る平成十七年産業分類別就業者数のうちA農業に係る就業者数又は産業分類別就業者数の総数によってそれぞれ按分したものとし、平成二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の産業分類別就業者数のうちA農業に係る就業者数又は産業分類別就業者数の総数は、平成二十七年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における産業分類別就業者数のうちA農業に係る就業者数又は産業分類別就業者数の総数を合併関係市町村の区域に係る平成二十二年産業分類別就業者数のうちA農業に係る就業者数又は産業分類別就業者数の総数によってそれぞれ按分したものとする。

(二)　耕地比率の算定に用いる田畑の面積、牧場の面積及び宅地の面積

合併関係市町村の区域に分別した平成二十七年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている田畑の面積、牧場の面積及び宅地の面積。ただし、平成十七年一月一日以前に合併を行った場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の田畑の面積、牧場の面積又は宅地の面積は、平成二十七年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の平成二十七年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている田畑の面積、牧場の面積又は宅地の面積を合併関係市町村の平成十二年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている田畑の面積、牧場の面積又は宅地の面積によってそれぞれ按分したものとし、平成二十七年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の平成二十七年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている田畑の面積、牧場の面積又は宅地の面積を合併関係市町村の平成十七年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている田畑の面積、牧場の面積又は宅地の面積によってそれぞれ按分したものとし、平成二十七年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の平成二十七年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている田畑の面積、牧場の面積又は宅地の面積を合併関係市町村の平成二十二年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている田畑の面積、牧場の面積又は宅地の面積によってそれぞれ按分したものとする。

三　林野行政等の質及び量の差による級地に係る地域区分

第十一条第一項第三号に定めるところによる。この場合において、合併関係市町村の区域に係る林業等就業者数比率の算定に用いる平成二十七年産業分類別就業者数及び林野面積比率の算定に用いる林野面積については、次に定めるところによる。

(一)　林業等就業者数比率の算定に用いる平成二十七年産業分類別就業者数

合併関係市町村の区域に分別した平成二十七年産業分類別就業者数のうちA農業、林業の

行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の産業分類別就業者数のうちA農業に係る就業者数又は産業分類別就業者数の総数は、平成二十二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における産業分類別就業者数のうちA農業に係る就業者数又は産業分類別就業者数の総数を合併関係市町村の区域に係る平成十二年産業分類別就業者数のうちA農業に係る就業者数又は産業分類別就業者数の総数によってそれぞれ按分したものとし、平成十七年十月二日から平成二十二年十月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の産業分類別就業者数のうちA農業に係る就業者数又は産業分類別就業者数の総数は、平成二十二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における産業分類別就業者数のうちA農業に係る就業者数又は産業分類別就業者数の総数を合併関係市町村の区域に係る平成十七年産業分類別就業者数のうちA農業に係る就業者数又は産業分類別就業者数の総数によってそれぞれ按分したものとする。

(二)　耕地比率の算定に用いる田畑の面積、牧場の面積及び宅地の面積

合併関係市町村の区域に分別した平成二十二年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている田畑の面積、牧場の面積及び宅地の面積。ただし、平成十二年一月一日以前に合併を行った場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の田畑の面積、牧場の面積又は宅地の面積は、平成二十二年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の平成二十二年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている田畑の面積、牧場の面積又は宅地の面積を合併関係市町村の平成七年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている田畑の面積、牧場の面積又は宅地の面積によってそれぞれ按分したものとし、平成十二年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の平成十七年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている田畑の面積、牧場の面積又は宅地の面積を合併関係市町村の平成十二年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている田畑の面積、牧場の面積又は宅地の面積によってそれぞれ按分したものとし、平成十七年一月二日から平成二十二年一月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田畑の面積、牧場の面積又は宅地の面積は、平成二十二年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の平成二十二年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている田畑の面積、牧場の面積又は宅地の面積を合併関係市町村の平成十七年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている田畑の面積、牧場の面積又は宅地の面積によってそれぞれ按分したものとし、平成十七年一月二日から平成二十二年一月一日までの間に合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田畑の面積、牧場の面積又は宅地の面積は、平成二十二年一月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の平成二十二年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている田畑の面積、牧場の面積又は宅地の面積によってそれぞれ按分したものとする。

三　林野行政等の質及び量の差による級地に係る地域区分

第十一条第一項第三号に定めるところによる。この場合において、合併関係市町村の区域に係る林業等就業者数比率の算定に用いる平成二十二年産業分類別就業者数及び林野面積比率の算定に用いる林野面積については、次に定めるところによる。

(一)　林業等就業者数比率の算定に用いる平成二十二年産業分類別就業者数

合併関係市町村の区域に分別した平成二十二年産業分類別就業者数のうちA農業、林業の